

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 窓口負担割合の見直しに伴う保険証(被保険者証)の一斉更新について ～

■ 保険証が新しくなります(黄色→橙色)

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和4年9月30日をもって満了となるため、10月以降は使用できなくなります。

9月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら橙色の保険証をご使用ください。

10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も、保険証が新しくなります。

- 新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民生活課後期高齢者医療担当までお申し出ください。

新しい保険証は橙色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 9月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

※ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)は有効期限が令和5年7月31日までのため、再交付しません。

■ 一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

■ 窓口負担割合が2割となる方は、以下の項目にすべて該当する方です

- 住民税課税世帯で、3割負担(現役並み所得者)ではない
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- 年金収入+その他の合計所得金額が、
 - ・被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上
 - ・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

■ 見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

■ 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方へ

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って、口座の登録をしてください。

■ 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担となる方について窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外です。)

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割の時 ①	5,000円
窓口負担割合2割の時 ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため差額を払い戻します

■ ご注意ください

- ・ 厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・ 不審な電話があったときは、警察署(#9110)または消費生活センターにお問い合わせください。



書類は必ず郵送でお届けします。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
【電話】011-290-5601

住民生活課 後期高齢者医療担当

【住所】〒085-1203
阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地
鶴居村役場
【電話】0154-64-2113

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付は口座振替(自動払込)で！

現在、納付書(普通徴収)で納付いただいている方は、便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

口座振替の手続きをすると、

- ・ 納期ごとに役場や金融機関などへ行く必要がなくなる
- ・ うっかり納め忘れるという心配がない

などのメリットがあります。

一度手続きをすれば翌年度以降も継続されるため、毎年お手続きをする必要はありません。

75歳の誕生日を迎えられ、国民健康保険から後期高齢者医療保険に保険証が変わった方は、改めて口座振替のお手続きが必要になります。

年金からの差し引きによって納付いただいている方(特別徴収)は、口座振替の手続きの必要はありません。(年金からの天引きは、支給が始まってすぐに開始されませんのでご注意ください)

◇ 口座振替ができる金融機関

- ・ 釧路丹頂農業協同組合 本店および幌呂支店
- ・ 全国のゆうちょ銀行

◇ お手続きは取り扱い金融機関の窓口にてお願いいたします。

◇ 必要なもの

- ・ 預金通帳、通帳届印
- ・ 本人確認書類